

河川法第51条の2に基づく「ダム洪水調節機能協議会」の設置について

○「特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律」が一部施行（令和3年7月15日）。
利水ダム等の事前放流の拡大を協議・推進することを目的とし、河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する法定協議会を設置。（河川法改正。第51条の2を新設）

※河川法51条の2（第一項）抜粋

河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（次項及び次条において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

○上記協議会の設置については、新たな協議会を設置するのではなく、現行の「ダム管理連絡調整協議会規約」へ必要な事項を追記・修正により記載し、規約を改定する。（別紙－１参照）

○協議会の名称は、現行「ダム管理連絡調整協議会」を「ダム洪水調節機能協議会」に変更する。

○協議会構成員については、現行構成員を承継するものとする。

○協議会の実施事項

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 円滑な取り組みが実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有
- 七 治水協定にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

天竜川水系（上流）ダム洪水調節機能協議会 規約（案）

（名称）

第 1 条 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 51 条の 2 に基づくダム洪水調節機能協議会として、「天竜川水系（上流）ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（協議会の対象ダム）

第 3 条 協議会は、天竜川水系における、美和ダム、小洪ダム、松川ダム、片桐ダム、横川ダム、箕輪ダム、平岡ダム、泰阜ダム、高遠ダム、岩倉ダムを対象とする。

（協議会の実施事項）

第 4 条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 円滑な取り組みが実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
- 七 治水協定にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。
 - 2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

（協議会の組織）

第 5 条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者）のうち、別表－ 1 に掲げる者をもって組織する。

- 2 本協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来るものとする。

(協議会)

第6条 協議会の委員として、会長を置き、協議会は別表－2に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、各委員を代表し会務を総括する。
- 3 協議会に出席できない場合は、代理の者を出席させることが出来るものとする。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

- 2 幹事会の役員として幹事長を置き、幹事会は別表－3に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 4 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。
- 5 幹事会に出席できない場合は、代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 6 本幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、中部地方整備局天竜川上流河川事務所 管理課に置く。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で非公開とすることができる。

(協議会資料の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第1条 本規約は、令和2年3月26日から施行する。

(一部改正)

令和3年〇月〇日

別表－１ 協議会構成機関

機関	構成員
国	天竜川上流河川事務所
	天竜川ダム統合管理事務所
県市町村	建設部 河川課
	農政部 農地整備課
	企業局 電気事業課
	飯田市（上下水道局水道課）
	松川町（建設水道課）
	上伊那広域水道用水企業団
	飯田建設事務所
	伊那建設事務所
	南信発電管理事務所
中部電力株式会社	再生可能エネルギーカンパニー 飯田水力センター
	三峯川沿岸土地改良区連合
	上伊那郡河南土地改良区
	長野県小渋川土地改良区
	沢川水利運営委員会

別表－２ 協議会構成員及び役員

機関	構成員	役職
国	天竜川上流河川事務所	所長
	天竜川ダム統合管理事務所	所長
県市町村	建設部 河川課	課長
	農政部 農地整備課	課長
	企業局 電気事業課	課長
	飯田市 上下水道局水道課	課長
	松川町 建設水道課	課長
	上伊那広域水道用水企業団	事務局長
	飯田建設事務所	所長
	伊那建設事務所	所長
	南信発電管理事務所	所長
中部電力株式会社	再生可能エネルギーカンパニー 飯田水力センター 業務課	課長
	三峯川沿岸土地改良区連合	理事長
	上伊那郡河南土地改良区	理事長
	長野県小渋川土地改良区	理事長
	沢川水利運営委員会	会長

オブザーバー

関係機関	構成員
国土交通省	三峰川総合開発工事事務所
気象庁	長野地方気象台
農林水産省	関東農政局 農村振興部
長野県	長野県環境部 水大気環境課

別表－３ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	天竜川上流河川事務所	副所長	幹事
	天竜川ダム統合管理事務所	管理課長	
	三峰川総合開発工事事務所	副所長	オブザーバー
	長野地方気象台	防災管理官	オブザーバー
	関東農政局 農村振興部	－	オブザーバー
県市町村	建設部 河川課	企画幹	
	農政部 農地整備課 (上伊那地域振興局 農地整備課) (南信州地域振興局 農地整備課)	課長	
	長野県環境部 水大気環境課	課長補佐兼水源水道係長	オブザーバー
	企業局 電気事業課	課長補佐(技術管理担当)	
	飯田市 上下水道局水道課	浄水施設係長	
	松川町 建設水道課	課長	
	上伊那広域水道用水企業団	管理係長	
	飯田建設事務所 松川ダム管理事務所	次長	
	伊那建設事務所 維持管理課	企画幹兼維持管理課長	
	南信発電管理事務所	建設第二課長	
	中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 飯田水力センター 業務課	専門課長	
三峯川沿岸土地改良区連合		理事長	
上伊那郡河南土地改良区		理事長	
長野県小渋川土地改良区		理事長	
沢川水利運営委員会		会長	